

4月下水道また不要な値上げ

税金のやりくりで値上げしなくても問題のない各務原市。なぜ大幅な値上げをするの？

32.2%値上げが2回に分けて行われようとしています。皆さんの中には、「必要なら」とか、「決まったのだからしかたない」と考えている方もいると思います。しかし「それは違います！」とお伝えしたいのです。ぜひ、最後まで読んでください。よろしくお願いします。

【各務原市の下水道料金値上げ計画】

平成31年（3年前）15%値上げ

令和4年15%値上げ

平成31年から4年間で**32.2%の値上げ!**

引き続き値上げ

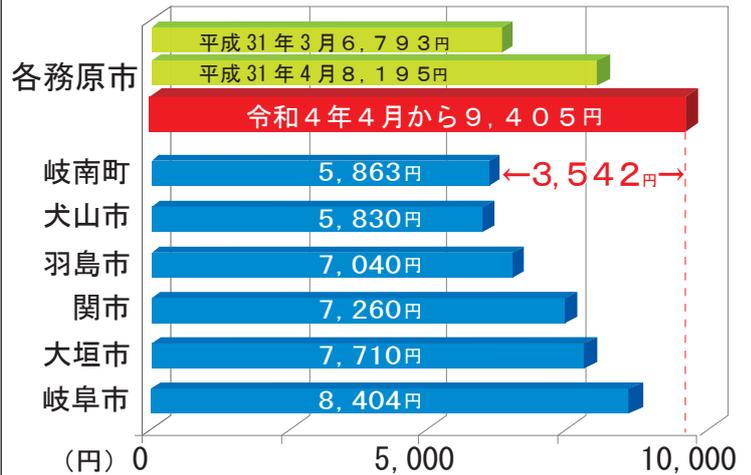
使用料単価

- 令和8年 10%
- 令和12年 10%
- 令和16年 10%
- 令和20年 10%

平成30年 → 令和20年
120円 200円

【下水道料金の近隣自治体との差額】

■ 令和4年4月以降の下水道料金2か月分（60㎡算出）



Q なぜ値上げが決まったの？

各務原市はコンパクトな街で県営施設が市内にあり、値段を安く抑える事が出来ていました。しかし「国から下水道事業は最低限150円/m³を徴収するべきと通知がきているから」「一般会計から下水道事業への“補てん”の内4億円が減らせるから」と値上げを決めました。（※補てんを減らすとプールする金額が増やせます）

Q 市役所と市議会は議論した？

国の通知はあくまで技術的助言で地方に従う義務はありません。地方分権の時代、市と市議会は市民生活を守るための独自の判断もできます。今の各務原市は国からの通知に右ならえの姿勢。責任をもって議論し決めるべきです。

Q 値上げを中止する方法は？

（上グラフ参照）岐阜南町と各務原市は各務原浄化センター（県の施設）を使い、条件は同じです。料金が大幅に違う理由は、一般会計から補てんをしているからです。各務原市も補てんを継続すればいいのです。

Q 値上げ不要の財源は？

都市計画事業の中に、下水道事業が含まれますので「都市計画税」から補てんできます。都市計画税は余っており、令和2年度だけでも2億円、4年間で**9億円以上**プールされており財源は確保できます。

プールされたお金はどこへ行くのでしょうか、裏面で考えます

「チームみらい」は12月議会で下水道使用料のすえおき・都市計画税を下げる条例案を提出。
都市計画税：1月1日に市街化区域内に土地・建物を所有している人が収める地方税（目的税：使用できる事業が限られている）税率は自治体ごとに変更可能（各務原市の下水道供用地域は平成30年：80%。都市計画税納税者のほとんどは下水道利用者である）結果は裏面へ→